



市役所代表

☎ 23 5111

FAX 22 5100

土・日曜日および祝日は閉庁

◆お知らせの表記

☎…問い合わせ先

☎…申し込み先

※費用の記載がないものは無料です。

- 児童手当等受給者へお知らせします**
- 児童手当等の現況届提出について**
児童手当または・特例給付を受給しているかたは、毎年6月中に「児童手当・特例給付現況届」を提出することになっていきます。提出がない場合、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。
- ※特例給付とは、児童手当の所得制限額以上の方に、児童1人当たり月額5千円が支給されるものです。現況届が必要なかた
- 5月分以前から十和田市で児童手当または特例給付を受給しているかた
※6月1日以降、市外に転出されるかたも提出が必要です。
- ▼**現況届提出に必要な物**
- ▼児童手当・特例給付現況届
- ▼請求者(養育者)の健康保険証(写し可)

- ▼平成27年1月1日に十和田市に住民登録がなかったかたは、前住地の平成27年度所得課税証明書※このほか、必要に応じて提出する書類があります。
- 子育て世帯臨時特例給付金の申請について**
消費税の引き上げによる影響を緩和するため臨時特例的な給付措置を行います。
- 対象 平成27年6月分の児童手当を受給しているかた(特例給付を受給しているかたを除く)
- 給付額 支給対象児童1人当たり3千円
- 申請に必要な物
- ▼申請書(必要事項を記入・押印の上、持参してください)
- ▼通帳(児童手当と同じ口座の場合には必要ありません)
- ▼本人確認書類(運転免許証など)
- ▼受付期間 6月1日(月)～30日(火)
- ◆**現況届と子育て世帯臨時特例給付金の申請書は同封して郵送し、受け付けも同時に行います。**
- ☎福祉課 ☎6717
- 身体障害者巡回診査および更生相談の実施について**
- とき 7月8日(水)
- ▼受付 午前9時～11時
- ▼診査 午前9時30分～正午
- ところ 南公民館

- 持ち物 印鑑、身体障害者手帳(お持ちのかた)
- 対象 次に該当する肢体不自由のかた
- ▼身体障害者手帳(以下「手帳」)の交付を受けるため診査を必要とするかた
- ▼手帳の再認定を必要とされたかた
- ▼手帳の障害程度・等級に変更があるかた
- ▼補装具の交付・再交付または修理を必要とするかた
- ▼生活・医療の相談を希望するかた
- ▼対象にならないかた
- ▼脳血管障害(脳卒中・脳梗塞など)発症後3カ月未満のかた
- ▼電動車いす、座位保持装置および特例補装具の処方をするかた
- ▼義肢・装具および車いすについて、複雑な処方を要するかた
- ※症状によってその場で判定が困難な場合は、指定医師のいる医療機関を利用していただくことがあります。
- ☎福祉課 ☎6718
- 選挙人名簿の縦覧**
- 6月10日に登録する市選挙人名簿の縦覧を行います。
- 縦覧期間 6月11日(木)～15日(月)
- 午前8時30分～午後5時
- 縦覧場所 選挙管理委員会事務局
- ☎選挙管理委員会事務局 ☎6778

■平成26年度情報公開制度・個人情報保護制度による開示状況

☎総務課 ☎6719

▶情報公開制度による開示請求の件数と処理状況

実施機関	請求件数	決定件数			不服申し立て件数
		全部開示	一部開示	非開示	
市長(※)	14	3	11	0	0
病院事業管理者	3	2	1	0	0
教育委員会	2	1	1	0	0
農業委員会	2	1	1	0	0
議会	2	2	0	0	0

※水道事業および下水道事業の管理者権限を行う市長を含む。
情報公開制度…市が持っている公文書の開示請求権を市民の皆さんに保障するとともに、情報の公開・提供を進めていく制度です。

▶個人情報保護制度による開示請求の件数と処理状況

実施機関	請求件数	決定件数			不服申し立て件数
		全部開示	一部開示	非開示	
市長(※)	3	1	0	2	0
病院事業管理者	20	20	0	0	0
農業委員会	1	0	1	0	0

※水道事業および下水道事業の管理者権限を行う市長を含む。
個人情報保護制度…市が持っている皆さんの情報の取り扱いについてのルールを定め、個人の権利利益を保護しようとする制度です。自分に関する情報を知りたいときにその開示を請求したり、誤りがあるときに訂正を請求したりすることができます。